

トライアル雇用就農 受入経営体募集

労働力を強化したいが、いきなり正社員を雇うのは不安…
そんな悩みをお持ちの農業経営者のみなさま！
「トライアル雇用就農促進事業」に取り組んでみませんか？

お申込は裏面から！

まず経営体登録が必要です！

登録要件

- 京都府内で農業経営を行っていること
- 就農希望者を雇用した場合、労災保険に加入
- 正規雇用に移行する意思があること

農林水産省 支援事業

トライアル雇用就農促進事業とは

正規雇用への移行を前提とした
おためしの雇用(1か月~3か月)を支援し、
就農希望者の雇用機会を増やす事業です。

登録のメリット①

セミナー/
専門家相談

雇用に関する専門家への相談や雇用の基礎
知識が学べる「雇用就農促進セミナー」を
受けることができます。

登録のメリット②

2万円/月
支給

就農希望者を雇用した場合、1人あたり、2万円/月
(最大3か月)の助成金を受けられます！

※正規雇用に移行できなかった場合でも助成金の返還を求められることはありません。



① 受入経営体登録

② トライアル雇用

③ 助成金申請



お問合せ先

京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町 104-2
京都府庁西別館内
(一社)京都府農業会議 担い手育成課
電話 075-417-6847

トライアル雇用就農 受入経営体登録

申込フォームからも簡単に
お申込みいただけます

<https://forms.gle/XC7K9jXUvmi1NW4GA>



申 込 書

申込期限／令和8年6月10日～令和9年1月31日

※期間中に定員に達した場合には締切ることがあります

他の申込方法

(以下の申込書に必要事項を記入の上送信)

●F A X 075-441-5742

●メール ninaiteka@agr-k.or.jp

正規雇用への移行を前提としたトライアル雇用就農促進事業を申込みします。

お 名 前 (経営体名)		
ご 住 所	〒	
電 話 番 号		
FAX 番 号		
メールアドレス		
ご 担 当 者	所属・役職	
	氏 名	

誓約事項 ☐ にチェックをいれてください。

- ☐ 新たに正規雇用により従業員を雇用する意向があります。
- ☐ 対象となる従業員を雇用したときは労働者災害補償保険(労災保険)に加入します。
- ☐ 自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、
次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。
また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者